

新ひだか町建設工事の発注における余裕期間制度の試行導入について

令和2年4月1日

公共工事の品質確保に関する法律及びその指針（発注関係事務に関する指針）において、工事の施工時期の平準化を図り、建設業の働き方改革を推進することが求められていることから、新ひだか町においても、建設工事の計画的な発注を行い、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資機材の調達や建設労働者の確保を計画的に行うなど円滑な施工体制の確保できるようにすること、また、施工時期等の平準化を図るため、余裕期間を設定する制度を試行的に導入します。

【余裕期間制度の概要】

1 余裕期間制度における用語の説明

（1）余裕期間

労働者などの確保や資機材等の調達準備を行う期間で、当該期間の設定対象工事において、契約締結日から工期の始期の前日までの期間をいいます。

（2）通常工期

通常の積算により算出した工期（標準工期）のことをいいます。

（3）全体工期

通常工期と余裕期間の合計期間をいいます。

（4）実工期

契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた契約上の工期（始期及び終期）のことをいいます。

2 余裕期間制度の方式

（1）発注者指定方式

発注者が実工期の始期及び終期を指定する方式

（2）任意着手方式

発注者が指定した工事着手期限までの間において、受注者が実工期の始期を指定する方式

（3）フレックス方式

余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期内において、受注者が実工事期間の始期と終期を選択できる方式。受注者の申出によって、実工事期間を短縮することができます。

3 余裕期間制度の対象工事

発注者が選定する対象工事とし、入札公告、指名通知書、特記仕様書等によりお知らせします。

4 余裕期間の設定範囲

余裕期間は、原則として通常工期の10割超えない範囲内で設定するものとします。

5 実施方法

新ひだか町余裕期間制度試行要領に基づき実施します。

※余裕期間制度の基本的な取扱いは国土交通省の基準に準じることとします。

6 運用上の主な扱い

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、余裕期間制度の採用方式により、発注者又は受注者の指定する実工期を記載します。
- (2) 契約保証に係る期間は、契約締結日から実工期の終期となります。
- (3) 余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。
- (4) 前払金の請求については、実工期の始期以降から請求できます。
- (5) 余裕期間中は、主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人の配置は不要となります。

7 制度制定理由

個々の工事特性に合わせた余裕期間制度の各方式を採用することにより、以下の効果が期待できるため。

- ・ 効率的な資機材の確保、技術者等の配置が可能
- ・ 受注者の都合により工期の設定が可能となるため、施工時期の平準化が見込める。

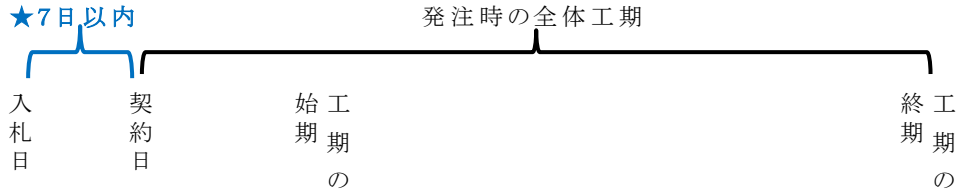
8 実施時期

令和2年4月1日以降に発注する建設工事より選定して実施する。

【参考図】 余裕期間制度の各方式

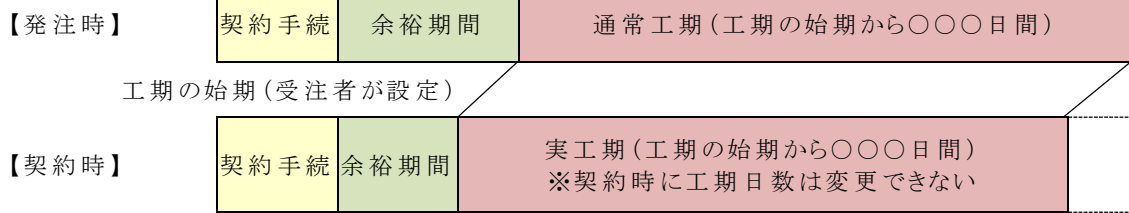
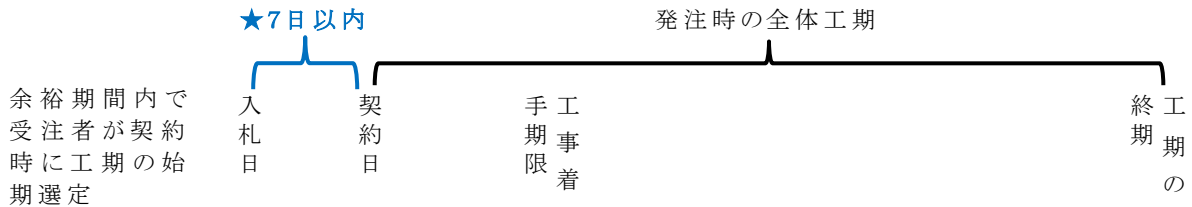
【発注者指定方式】

発注者が工期の始期及び終期を設定する方式



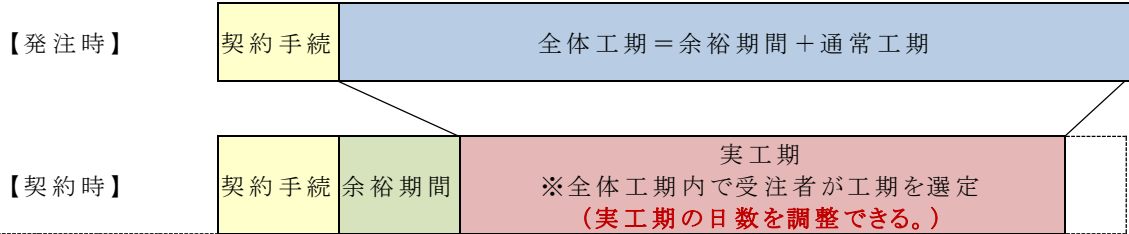
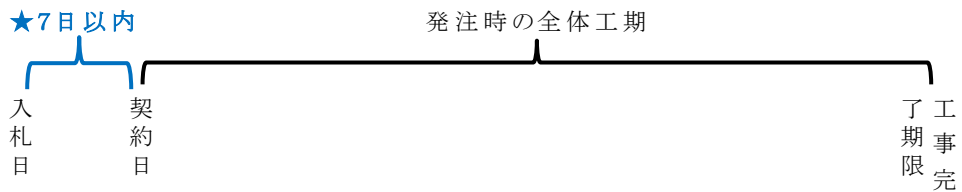
【任意着手方式】

発注者が示した工事着手期限までの間に受注者が工期の始期を設定する方式



【フレックス方式】

発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期及び終期を設定する方式



を工期の始期
を工期の終期

★7日以内(新ひだか町の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。)